

ヤマハルータレンタル保守サービス 利用約款

ヤマハルータレンタル保守サービス約款(以下本約款という)は、本約款に基づきヤマハルータレンタル保守サービス(以下「レンタル保守サービス」)を申込みお客様(以下賃借人という)とSCSK株式会社(以下賃貸人という)との間の、賃貸借契約および保守契約(以下レンタル保守契約という)について適用します。

約款条項

第1条(総則)

本約款に基づくレンタル保守契約の成立については、以下の通りとします。

(1)賃借人とエンドユーザーが同一の場合

賃借人による本約款への同意の上、賃借人が「ルータレンタル保守サービス申込書」に必要事項を記入し、賃貸人に提出することをもって申込とし、賃貸人による当該申込書の受領後、賃貸人より賃借人に対して、「ヤマハルータレンタル保守サービス申込確認書」を送付することをもってレンタル保守契約が成立したものとします。

(2)賃借人とエンドユーザーが異なる場合

エンドユーザーによる本約款への同意の上、賃借人が「ルータレンタル保守サービス申込書」に必要事項を記入し、賃貸人に提出することをもって申込とし、賃貸人による当該申込書の受領後、賃貸人より賃借人に対して、「ヤマハルータ保守サービス申込確認書」を送付することをもってレンタル保守契約が成立したものとします。本項に基づく賃借人からエンドユーザーの本約款への同意の確認は、賃借人の責任で行われるものとし、賃借人の責任と管理のもとに、エンドユーザーに対して本約款を遵守させると共に、エンドユーザーの行為に関する一切の責任を負うものとします。

第2条(レンタル保守物件)

賃貸人は賃借人に対し見積書記載のレンタル保守物件(以下物件という)を賃貸し、賃借人はこれを賃借します。

第3条(レンタル保守期間)

レンタル保守期間は原則12ヶ月間とし、「ヤマハルータレンタル保守サービス申込確認書」記載のレンタル保守開始日より起算します。

第4条(レンタル保守期間の延長および中途解約)

- 1 賃借人は、特別な定めがない限り、レンタル保守期間中といえども解約日から3ヶ月以上前に賃貸人に通知の上、物件を賃貸人の指定する場所に返還して、このレンタル保守契約サービスを解約することができます。
- 2 レンタル保守期間が終了する3ヶ月前までに賃借人からレンタル保守サービス解約の申し出がなかった場合は、賃借人に本約款の違反がない限り12ヶ月間の契約自動延長とします。

第5条(レンタル保守料金)

- 1 賃借人は賃貸人に対し、賃貸人からの請求により、請求書記載のレンタル保守料金を請求書記載の支払期限までに賃貸人の指定する銀行口座に振込む方法により支払います。
- 2 レンタル保守サービス及びマネージドサービスオプション料金は、レンタル保守物件毎にレンタル保守期間1ヶ月の料金を基本料金(以下基本料金という)とし、設置サービスオプション、キッティングサービスオプション料金は初回レンタル保守料金支払時に全額支払うものとします。レンタルアップ品引き取りサービスオプション料金は解約月のレンタル保守料金支払い時に支払うものとする。
- 3 レンタル保守サービスの基本料金は物件ごとに賃貸人が別途定めるものとします。
- 4 第4条第1項によりレンタル保守期間が延長された場合のレンタル保守料金は、既使用期間と同額とします。
- 5 賃貸人は前項の各期間料率について諸般の事情により変更できるものとします。また、賃借人と賃貸人との間でレンタル保守料金の精算が発生し、賃貸人が賃借人にレンタル保守料金の返還をする場合、賃貸人は賃借人の指定する銀行口座に振り込む方法により支払うものとします。

第6条(物件の引き渡し)

賃貸人は、物件を賃借人の指定するレンタル保守明細書記載の日本国内の設置場所において引き渡すものとします。引渡しに関する運送費等の諸費用は賃借人の負担とします。

第7条(担保責任)

- 1 賃借人が賃貸人に対して物件の引き渡しを受けた後10日以内に物件の性能の欠陥につき、通知をなさなかった場合は、物件は正常な性能を備えた状態で賃借人に引き渡されたものとします。
- 2 賃貸人は賃借人に対して、引き渡し時において、物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、物件の商品性または、賃借人の使用目的への適合性その他については担保しません。

第8条(担保責任の範囲)

- 1 レンタル保守期間中、賃借人の責によらない事由によりハードウェア性能に問題が発生し物件が正常に作動しない場合、賃貸人は物件を修理または交換します。オペレーションシステム等のソフトウェア性能の問題に関しては責任対象外とします。
- 2 前項の物件の修理または取り替えに過大の費用または時間を要する場合、賃貸人はレンタル保守契約の解除を申し入れすることができます。
また次のいずれかの事由に該当する場合は、賃貸人はこれに対し一切責任を負わないものとする。
 - (1) 対象機器の障害が機器の設計上若しくは製造上の瑕疵に起因する場合。
 - (2) 対象機器の障害が賃借人の故意・過失、その他賃借人の責に帰すべき事由に起因する場合。
 - (3) 天災地変その他不可抗力に起因して障害が生じた場合。
 - (4) 天災地変その他不可抗力により保守業務履行の遅滞が生じた場合。
 - (5) 賃借人が本契約に基づく義務を履行しない場合。
- 3 賃貸人は、物件が正常に作動しないことに関し、前項に定める以外の責を負いません。

第9条(物件の使用保管)

- 1 賃借人は物件を善良な管理者の注意を以って使用、保管し、この使用、保管に要する費用は賃借人の負担とします。
- 2 賃借人は賃貸人の書面による事前の承諾を得ないで次の行為はできません。
 - ①物件の譲渡、転貸(ただし、転貸先が本レンタル保守契約におけるエンドユーザーである場合を除く)、改造及び修理をすること。
 - ②物件を第6条所定の設置場所以外に移動すること。
 - ③物件に貼付された賃貸人の所有権を明示する標識、調整済みの標識等を除去、汚損すること。
 - ④物件について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定すること。
- 3 賃借人は、物件が他からの強制執行その他の法律あるいは事実的な侵害を蒙らないようにこれを保全するとともに、仮にそういう事態が発生した時は直ちにこれを賃貸人に通知し、かつ速やかにその事態の解消をはかるものとします。
- 4 前項の場合において、賃借人は、賃貸人が物件保全のために必要な措置をとった場合、その一切の費用を負担します。
- 5 物件の占有中、賃借人は、物件自体またはその設置・保管・使用によって第三者に与えた損害を賠償し、賃貸人は何らの責任を負いません。

第10条(使用地域の範囲)

- 1 賃借人は、物件を日本国内においてのみ使用します。
- 2 賃借人が物件を輸出する場合、事前に賃貸人に通知し、承諾を得るものとします。但し、賃借人は日本および輸出関連諸国の輸出関連法規に従って輸出を行うものとします。
- 3 賃借人が物件を輸出する場合、第8条第1項は適用されないものとします。

第11条(物件の使用管理義務違反)

物件の返還までに生じた物件を滅失(天変地異、修理不能、所有権の侵害を含む、以下同じ)毀損(所有権の制限を含む、以下同じ)または汚損した場合は、賃借人は賃貸人に対して代替物件(新品)の購入代価相当金額、または物件の修理代を支払います。賃貸人にその他の損害があるときは、賃借人はこれを賠償します。この場合、賃借人は物件の使用の可否にかかわらず、レンタル保守契約の終了月までは、レンタル保守料金の支払義務は免れません。

第12条(ソフトウェアの複製等禁止)

- 1 賃借人は物件の全部、または一部を構成するソフトウェア製品(以下ソフトウェアという)に関し、当該ソフトウェアメーカー指定のライセンス契約書の規定を遵守するものとします。
- 2 賃借人はソフトウェアに関し、次の行為を行うことは、できません。
 - ①有償、無償を問わずソフトウェアを第三者へ譲渡し、または、その再使用権設定を行うこと。
 - ②ソフトウェアをレンタル保守物件以外のものに利用すること。
 - ③ソフトウェアを複製すること。
 - ④ソフトウェアを変更または改作すること。

第13条(保守サービス)

- 1 賃貸人は、物件の正常な稼働を維持するため、賃借人に対して物件の保守サービスを提供します。保守サービスの詳細については、レンタル保守契約申込前に賃貸人が賃借人に提示した「YAMAHAルータレンタル保守サービスのご案内」に定めるものとします。ただし、当該ご案内は、賃貸人の諸般の事情により随時変更できるものとし、事前に賃借人にその旨通知するものとします。
- 2 賃借人は、自己の責任と管理のもとに、前項の保守サービスを第三者に再委託することができるものとします。

第14条(機密保持)

- 1 賃借人および賃貸人は、相手方の書面による事前の承諾なしに、レンタル保守契約に関連して知り得た技術上または営業上その他一切の情報のうち、相手方から「機密」である旨表示された情報もしくは機密である旨を告知されたうえで口頭、その他の方法により開示された情報であって、かかる口頭による開示後10日以内に当該情報の内容が機密である旨書面で特定された情報(以下「機密情報」という)および相手方の個人情報を第三者(各当事者の親会社、子会社および関連会社を含む。ただし、前条に定める賃貸人の再委託先を除く)に開示または漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する機密情報についてはこの限りではありません。
 - (1)開示の時点ですでに保有しているもの
 - (2)開示の時点で公知のものおよび開示を受けた後に公知となったもの
 - (3)開示を受けた後に独自に開発したもの
 - (4)機密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手したもの
 - (5)法令に基づき官公庁から開示を義務付けられたもの
- 2 賃借人および賃貸人は、相手方から開示された機密情報および個人情報をレンタル保守以外の目的で使用してはならないとともに、レンタル保守以外の目的において、相手方の書面による事前の承諾なしに、機密情報および個人情報を複製または変更しないものとします。
- 3 賃借人および賃貸人は、善良なる管理者の注意をもって機密情報および個人情報を厳重に管理するとともに、レンタル保守に従事する者に対して、本条の機密保持義務を遵守させるものとします。
- 4 本条の機密保持義務は、機密情報についてはレンタル保守契約終了後2年間は効力を有するものとし、また、個人情報についてはレンタル契約終了後も効力を有するものとします。

第15条(契約違反等による解除)

- 1 賃借人が次の各号の一つに該当するに至った場合は、賃貸人は催告をしないでレンタル保守契約を解除することができ、この場合賃貸人に損害があるときは、賃借人はこれを賠償します。
 - ①賃借人がレンタル保守料金の支払を1回でも遅滞したとき、その他本約款の条項に違反したとき。
 - ②賃借人の営業の休廃止、解散。
 - ③賃借人が他の債務のため強制執行、保全処分、滞納処分を受け、または破産、民事再生、特別清算、会社更生等の申立があったとき。
 - ④前三号の他信用状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - ⑤賃借人が支払を停止し、または手形・小切手を不渡りにしたとき。
 - ⑥賃借人の営業が引き続き不振であり、または、賃借人の営業の継続が困難であると賃貸人が認めたとき。
 - ⑦賃借人の故意または重大な過失により、物件に修理不能の損害を与えまたは滅失したとき。
- 2 本条によりレンタル保守契約が終了した場合、賃借人は既に賃貸人に支払済みのレンタル保守料金その他一切の料金の返還請求をおこなうことはできないものとします。

第16条(物件の返還)

- 1 賃借人は、賃貸人に対してレンタル保守期間終了日の翌日に物件を賃貸人の指定する場所に返還します。但し、レンタル保守契約の解約、解除がなされた場合は、賃借人は即日物件を前記により返還します。返還に関する運送費等の諸費用は賃借人の負担とします。
- 2 物件にデータ(電子的情報)が記録されている場合、賃借人は自らの責任と費用負担によりそのデータを消去して賃貸人に返還します。万一、残存したデータの漏洩等により、賃借人および第三者に損害が発生した場合も、賃貸人は一切責任を負わないものとします。
- 3 賃借人の責に帰すべき事由により物件を滅失または紛失し、物件を返還期限に賃貸人に返還できないとき、あるいは毀損または汚損した物件を返還したときは、賃借人は賃貸人に対して、物件についての損害賠償として第11条による額を支払います。

第17条(物件返還の遅延の損害金)

賃借人が、賃貸人に対して物件の返還をなすべき場合、賃借人がその返還を遅延したときは、その期限の翌日から返還の完了日まで、1ヵ月当たりレンタル保守料金(基本料金)に物件返還遅延期間の月数を乗じた損害金を物件の返還の完了日に賃貸人に支払います。この場合、損害金の計算については、1ヵ月単位で計算し、日割り計算をしません。

第18条(遅延利息)

賃借人がレンタル保守契約による金銭債務の履行を遅延した場合は、支払期日の翌日より完済に至るまで年率14.6%の遅延利息を支払います。

第19条(不可抗力)

天災地変、戦争、内乱、法令制度改廃、公権力による命令処分、労働争議、交通機関の事故、賃貸人の仕入れ先の事情、その他賃貸人の責に帰することのできない事由に起因するレンタル保守契約の賃貸人の履行遅延または履行不能については、賃貸人は何らの責をも負担しないものとします。

第20条(賃借人の通知義務)

物件が修理を要し、または物件について権利を主張する者があるときは、賃借人は遅滞なく、これを賃貸人に通知しなければなりません。

第21条(損害賠償)

賃借人は、賃貸人の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、債務不履行、瑕疵担保、不当利得、不法行為その他請求原因の如何によらず、賃貸人に対して直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、第5条に定める月額レンタル保守料金を上限として、損害賠償を請求することができるものとし、損害の発生を予見し得たか否かにかかわらず、特別損害、間接損害、逸失利益については責任を負わないものとします。

ヤマハルータレンタル保守サービス 利用約款

第22条(権利義務の譲渡)

賃借人および賃貸人は、相手方の書面による事前の承諾なしに、レンタル保守契約上の権利義務を第三者に譲渡してはならないものとします。

第23条(裁判管轄)

賃借人および賃貸人はレンタル保守契約についての紛争解決の第一審裁判所を東京地方裁判所または東京簡易裁判所とすることに合意します。

第24条(消費税等の負担)

消費税は、賃借人の負担とします。消費税額はレンタル保守契約の成立日の税率により計算したものとし、消費税額が増額された場合には、賃借人は賃貸人の請求により、直ちにその増額分を賃貸人に支払うものとします。

第25条(協議)

本約款に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、賃貸人及び賃借人双方が誠意を持って協議し、円満にその解決にあたるものとする。